

～志賀町がん患者等のアピランスケア支援事業～



申請のQ&A



【令和5年4月1日現在】

質問	回答
がん以外の疾患とはどのようなものですか。	全頭型・汎発性脱毛症、膠原病や代謝の疾患、熱傷や外傷後後遺症等としての脱毛の診断がされていることが必要です。加齢によるものは該当しません。
治療を証する書類は何が必要ですか。	脱毛があること、治療に伴い脱毛したこと、乳房切除を伴う治療を受けていることなどが分かる書類をご用意ください。診療明細書、お薬手帳、手術同意書、治療方針計画書、医師の診断書などがあります。
治療を受けた時期に制限はありますか。	治療を受けた時期は問いません。
対象者の年齢制限はありますか。	ありません。
18歳まで毎年ウィッグの購入費用の助成を受けていましたが、19歳になったら助成は受けられませんか。	毎年助成を受けていた方でも18歳（18歳になった日以後の最初の3月31日）を超えた方は、「18歳到達年度後」の申請区分を利用して1人1回のみ申請ができます。それ以後は、同じ理由で本事業の助成は受けられません。
インターネットで購入した場合でも申請できますか。	購入した対象物の領収書（原本）があれば申請できます。領収書に、購入年月日、宛名、補整具名（品名）、購入金額（内訳）、領収書発行元等が記載されていることをご確認ください。
商品購入にかかった手数料や送料、交通費等は助成対象となりますか。	対象となりません。
商品にかかる消費税は助成対象となりますか。	助成対象経費は本体価格+消費税のため、対象となります。
値引きで商品を購入しました。値引き前の価格で掲載されている商品のカタログやパンフレットなどの書類を添付すればその本体価格が助成対象となりますか。	値引き分は、助成対象外です。支払内容が確認できる書類をご用意ください。





質 問	回 答
ポイントを使って購入した場合、助成対象となりますか。	ポイントの充当分については値引きと同等とみなしますので、助成対象外です。
複数購入しました。領収書には合計金額しか記載されていないのですが大丈夫ですか。	商品を複数購入している場合は、購入したものが全て助成対象となるものであるかどうか、助成対象外のものが含まれていないかどうか分かるような購入一覧表等をもらい直して添付ください。
購入することを前提にして見積書を添付して申請することはできますか。	購入していないものは対象となりません。商品購入後に申請ください。
ウィッグをレンタルして利用する場合、レンタル費用は助成対象となりますか。	対象となりません。購入費用のみを対象としています。
ウィッグを自作したいのですが、助成対象となりますか。	自作する場合は、対象となりません。
ウィッグに付属するブラシやクリナー、ウィッグスタンド等のケア用品は助成対象となりますか。	対象となりません。
ファッションウィッグを購入しましたが、対象になりますか。	病気や治療により、ウィッグを必要としている方であれば、対象となります。病気がなくイメージチェンジやおしゃれを目的とした方は該当しません。
ウィッグ付き帽子は対象になりますか。	毛がついていれば、帽子も対象となります。毛がついていない帽子やバンダナは対象となりません。
乳房補整具はどのようなものが助成の対象となるのでしょうか。	原則として胸部補整パッド、人工乳房又は補整機能付きの下着が対象となります。ただし、補整パッドまたは人工乳房を固定するために購入した補整機能のない下着の場合、下着だけでは助成対象となりません。補整パッドまたは人工乳房と共に助成申請していただく必要があります。 なお、乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものは助成対象外です。

